

## 議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

|                             |   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|-----------------------------|---|----------------------|--|----------------------------|--|--|-------|--|---------|----------------------------|--|--|-------------|--|-----------------|-----------------------------|--|--|------------|--|----------------|--|-----------------------------|--|-------------------------------------|--|------------------------------|
| 会議名                         | 平成28年度第2回寒川町指定管理者選定委員会会議  |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
| 開催日時                        | 平成28年10月31日（月）<br>午前の部：午前10時30分～午前11時30分<br>午後の部：午後1時10分～午後4時45分  |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
| 開催場所                        | 寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室  |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
| 出席者名、欠席者名及び傍聴者数             | <p>《出席委員》午前の部8名、午後の部8名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">学識経験者 [条例第12条第3項第1号]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>社会保険労務士</td> </tr> <tr> <td colspan="2">行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>神奈川大学法学部准教授</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>寒川町まちづくり推進会議の代表</td> </tr> <tr> <td colspan="2">町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>常盤副町長（委員長）</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>深澤企画政策部長（副委員長）</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>小島総務部長 ※寒川文書館の所管部長としての出席を含む</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>野崎健康子ども部長（健康管理センターの所管部長）<br/>※午前の部のみ</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>小泉教育次長（寒川総合図書館の所管部長） ※午後の部のみ</td> </tr> </table> <p>《対象施設の職員》<br/>午前の部：亀井正人（健康・スポーツ課長）、高橋京子（同課副主幹）、筒井秀樹（同課主査）<br/>午後の部：柄澤博（寒川総合図書館長）、戸村孝（総務課長）、高木秀彰（寒川文書館長）</p> <p>《事務局職員》企画政策部企画政策課<br/>高橋陽一（課長）、吉田史（主査）、三澤功一（主任主事）、赤崎平（主任主事）</p> | 学識経験者 [条例第12条第3項第1号] |  | 企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号] |  |  | 公認会計士 |  | 社会保険労務士 | 行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号] |  |  | 神奈川大学法学部准教授 |  | 寒川町まちづくり推進会議の代表 | 町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項] |  |  | 常盤副町長（委員長） |  | 深澤企画政策部長（副委員長） |  | 小島総務部長 ※寒川文書館の所管部長としての出席を含む |  | 野崎健康子ども部長（健康管理センターの所管部長）<br>※午前の部のみ |  | 小泉教育次長（寒川総合図書館の所管部長） ※午後の部のみ |
| 学識経験者 [条例第12条第3項第1号]        |   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
| 企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]  |   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 公認会計士   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 社会保険労務士   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
| 行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]  |   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 神奈川大学法学部准教授   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 寒川町まちづくり推進会議の代表   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
| 町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項] |   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 常盤副町長（委員長）  |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 深澤企画政策部長（副委員長）  |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 小島総務部長 ※寒川文書館の所管部長としての出席を含む   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 野崎健康子ども部長（健康管理センターの所管部長）<br>※午前の部のみ   |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
|                             | 小泉教育次長（寒川総合図書館の所管部長） ※午後の部のみ  |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |
| 議 題                         | <p>(1) 指定管理者候補者の選定に係るプレゼンテーションの実施<br/> 《対象施設》 午前の部：寒川町健康管理センター<br/> 午後の部：寒川総合図書館・寒川文書館<br/> 《実施団体》 午前の部：1団体<br/> 午後の部：4団体</p> <p>(2) 審査結果</p> <p>(3) その他</p>  |                      |  |                            |  |  |       |  |         |                            |  |  |             |  |                 |                             |  |  |            |  |                |  |                             |  |                                     |  |                              |

|           |  |                         |   |
|-----------|--|-------------------------|---|
| 決定事項      | 条例第4条第2項の諮問に対する答申(委員会としての審査結果)の確定  |                         |   |
| 公開又は非公開の別 | 非公開  | 非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む) | 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため<br>[規則第7条] |
| 議事の経過     | <p>○開会</p> <p>○議題</p> <p><b>(1) 指定管理者候補者の選定に係るプレゼンテーションの実施</b><br/><b>＜午前の部＞</b></p> <p>(委員長) それでは、議題の(1)午前の部ということで、寒川町健康管理センターの候補者選定に関する審査に入ります。</p> <p>この健康管理センターにつきましては、次第にありますとおり、1団体のみの応募でありました。応募が複数あった場合の審査方法につきましては、前回行ったとおりでございますが、当委員会の規則では、応募が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。</p> <p>よって、規則の第10条である「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」という委任規定に基づきまして、どのように審査を行うのか、最初に事務局の提案を聞き、皆さまに異論が無いようであれば、事務局からの提案方法により審査を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、事務局は説明してください。</p> <p>(事務局) それでは、これまでの経過と審査方法につきまして、説明させていただきます。</p> <p>最初に、これまでの経過ですが、公募により指定管理者候補者を選定することとしました健康・スポーツ課所管の健康管理センターの募集について、募集要項を9月1日から配付し、10月14日の申請書提出期限までに、1団体からの応募がありました。所管課において提出書類に不備がないかどうかを確認のうえ、申請を受理する旨の決定を行い、本日のプレゼンテーションの実施に至っております。</p> <p>続きまして、応募1団体に対する審査の方法について、事務局の考えを説明させていただきます。プレゼンや質疑に係る時間配分につきましては、すでに応募団体に通知しておりますことから、前回の会議と同様に、20分間のプレゼンののち、10分程度の質疑を行うという形をお願いしたいと思います。また、採点につきましても、募集要項において既に提示しておりますことから、前回と同じように健康管理センターの審査基準、つまりお手元の採点表を用いまして、5段階評価で採点を行うという方式をお願いしたいと思います。審査項目は全部で22項目ありまして、合計得点は1人あたり160点満点になります。総合得点としましては、委員が8名おりますので、1,280点満点となります。</p> <p>複数の団体から応募があれば、前回のように各応募団体の総合点により順位をつけ、最も得点が高い団体を候補者とするところですが、先ほど委員長が説明されたとおり、当委員会の設置規則では、応募団体が1団体のみであった場合の規定がございません。しかしながら、1団体のみのお応募という事例は過去</p> |                         |   |

にもごさいまして、その際には、総合得点にボーダーラインを設け、それを上回るにより候補者として選定するという方式を取ったことがございます。今回につきましても、このボーダーライン方式で審査をお願いできればと、事務局としましては考えてございます。

具体的な点数としましては、各項目において、5段階評価の標準点である3点を獲得したとして計算した1人あたりの合計点96点に、本日の委員数である8を乗じた768点、この768点をボーダーラインとし、その点数を超えた場合には、候補者とする形をとらせていただければと考えてございます。

事務局からの提案は以上となります。よろしくお願いたします。

(委員長) ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等ございますか。

(委員) ボーダーラインとする768点は、満点に対しておおよそ何%にあたるのでしょうか。

(事務局) 60%になります。

(委員) 今年度の3案件の根本的な部分でお聞きしたいのですが、指定管理料については町は予算の範囲内で支払うという形になっていますが、指定管理者がいくら経費がかかったと申し出たものに対して支払うのでしょうか。それとも、協定書で定めた金額を固定額として支払うのでしょうか。

(事務局) まず、今回の3案件については、指定管理期間がいずれも5年としております。その5年の当初に基本協定というものを結びます。そこでは金額の明記はされておりませんが、毎年度当初に結びます年度協定書において、年度の指定管理料を両者協議のうで明記いたします。その額につきましては、応募の段階で提示いただいた額が基本となりますが、そこに社会的な変化等を加味して、毎年度当初に協議のうで金額を定めるという形になります。支払い方法につきましても、四半期ごとの後払いというのが多いですが、協議のうで定めることとしております。

(委員) 年度ごとの固定額であるというのですが、1年間にどのくらい経費がかかったという報告義務はあるということでしょうか。

(事務局) 毎年度、報告を行う義務があるということは、条例・規則等でも定めております。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他にご意見等がなければ、この時間の審査方法につきましては、事務局の提案どおりといたしますが、よろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長) それでは、事務局の案のとおり総合得点768点をボーダーラインとする方法で審査を進めることといたします。

次に、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、方向性等について、説明を聞きたいと思えます。本日は、対象施設の所管である健康・スポーツ課長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(亀井課長) 健康・スポーツ課長の亀井と申します。寒川町健康管理センターの施設の概要と審査基準について、説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

健康管理センターは、町民の健康増進及び疾病の予防を図り、併せて公衆衛生の向上に資するための施設として、昭和56年に鉄筋コンクリート造り一部2階建ての本館が、平成2年に鉄骨造り3階建ての新館が建設されましたが、施設の管理につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしました。なお、その導入時からこれまでの指定管理につきましては、社会福祉協議

会が行っております。また、当センターは災害時の医療救護の拠点として位置づけられていることから、本年3月には、停電時に一部の電気設備に電気が供給されるよう太陽光発電システムを整備し、新館屋上に太陽光発電パネルを、敷地内の変電設備横に蓄電設備を設置しております。所在地につきましては、寒川町宮山401番地で、総合体育館の北側、消防庁舎の隣に位置しており、敷地面積が4,976.47㎡、延べ床面積が1,844.35㎡となっております。主な施設として、予防接種室、多目的ホール、相談室、栄養実習室、会議室などがあり、またその他付帯施設として、駐車場やゲートボール場などが設置されております。なお、当センター南側の道路に面した本館1階の一室につきましては、健康・スポーツ課が実施する事業のための事務室として、また、新館3階の事務室等については、ボランティアセンターとして常時占用しております。開館時間につきましては、平日の午前8時30分から午後5時までで、土日、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始の期間は休館日となっております。

当センターでは、母子健康診査、成人の集団健康診査、食生活改善事業など、主に健康・スポーツ課所管の事業を実施しております。その他健康増進及び公衆衛生の向上を目的とした指定管理者による自主事業も実施されております。また、健康増進及び公衆衛生の向上に資するための事業を実施する団体に限りませんが、施設の貸出しも行っており、町の事業と併せて平成27年度には、3万3千634人の方が来館されております。その中でも、乳幼児、妊産婦、高齢者など福祉的な配慮を必要とする方が、多く来館しております。そのようなことから、町といたしましては保健医療や地域福祉の観点を考慮した対応を指定管理者に求めるものでございます。

続きまして、審査基準について簡単に説明させていただきます。審査項目は大きく7項目に分かれておりまして、その詳細基準の中で標準的な項目については5点満点、重要な項目については倍の得点の10点満点として設定しており、全部で160点満点となっております。なお、当センターの設置目的が、町民の健康増進及び疾病の予防を図り、併せて公衆衛生の向上に資するための施設であること、また福祉的な配慮が必要なことから、審査基準の中でも、1の(1)「当該施設の目的を適切に理解できているか」、1の(3)「サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか」、3の(2)「住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているか」、3の(5)「団体基盤が安定しており、管理運営を継続的かつ安定的に行うことが可能か」、6の(1)「常に利用者の立場になって管理運営ができるか」、7の(1)「同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか」を、特に重要なポイントとして見ていただければと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

(委員長) ただいまの説明に対して何か質問等ありましたら、お願いします。

(委員) これまで、指定管理は社会福祉協議会が務めているとのことですが、簡単な評価等をお伺いできますでしょうか。

(亀井課長) 特に大きな問題はなく管理を行っておりまして、連絡・相談等の連携体制はできておりまして、順調に指定管理ができていると考えております。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他にございますか。

(委員) 現指定管理者に関し、町に苦情・要望等が来ているなどの実績はありますか。

(亀井課長) 大きな苦情等はありません。また、簡易なものにつきましては、すぐに改善するなど対応はしっかりできていると思います。

(委員) 分かりました。

(委員長) それでは、応募団体に入室していただきますので、事務局は準備してください。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 事務局が集計作業と午後の部の準備等に時間が必要とのことですので、審査結果については午後の部と併せて最後に行いたいと思います。

それでは、午前の部はここで終了といたしまして、採点表の記入が終わった方からお昼休憩にしてください。午後は13時10分から再開といたします。お疲れ様でした。

### (1) 指定管理者候補者の選定に係るプレゼンテーションの実施

#### ＜午後の部＞

(委員長) それでは、会議を再開いたします。議題の(1)午後の部ということで、寒川総合図書館・寒川文書館の候補者選定に関する審査に入ります。

最初に事務局から、プレゼンテーションと審査の流れについて、説明をお願いします。

(事務局) それでは、これまでの経過と審査の流れにつきましてご説明いたします。

最初に、公募により指定管理者候補者を選定することとしました寒川総合図書館・寒川文書館の併設施設につきまして、これまでの経過を説明させていただきます。この施設につきましては、図書館は館の管理全体を指定管理者に託するものでございますが、文書館に関しては、建物の維持管理いわゆるハード面を指定管理者による管理とし、事業運営等のソフト面については直営を継続するという変則的な形をとっております。また、その旨の条例改正を6月の町議会にて議決を得ておりますとともに、募集要項もその旨で作成しております。

募集要綱につきましては、9月1日から配付を開始し、10月14日の申請書提出期限までに6団体の応募がございました。その6団体につきましては、所管におきまして、提出書類に不備がないかどうかを確認のうえ、申請を受理する旨の決定を行っております。これにより、プレゼンの実施団体数である4団体を超えたことから、当町の『指定管理者制度導入等に係る基本方針』に基づき、当委員会の町職員である委員、職責としましては部長級になりますが、全12名の委員により事前審査を行い、本日のプレゼンテーションの実施団体を選定いたしました。なお、事前審査の方法ですが、各団体から提出された申請書類に基づき、本日と同じ採点表を使用して総合得点での順位付けを行い、上位4団体を本日のプレゼン実施団体といたしております。

続きまして、審査の流れについてですが、プレゼンや質疑に係る時間配分につきましては、第1回目の会議と同様ですので割愛させていただきます。

最後に審査結果の決定についてですが、本日の審査項目は、全部で27項目ありまして、項目によって倍率が2倍のものがございまして、合計得点は1人あたり215点満点となります。総合得点としましては、本日の委員が8名ですので、1,720点満点となり、この総合得点で順位付けを行い、最上位となった団体を当委員会の審査結果として町長及び教育委員会に報告する予定でござ

います。

事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいま事務局から説明のありました経過と審査の進め方に関し、何かご質問等ありますか。

<質問なし>

(委員長) 特に質問がなければ、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、方向性等について、説明を聞きたいと思います。本日は、対象施設の館長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(柄澤館長) 寒川総合図書館館長の柄澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、寒川総合図書館・寒川文書館の指定管理者の選定をお願いするにあたりまして、私から指定管理者制度導入にあたっての図書館の基本的方向性、施設概要、運営状況、指定管理業務の要求水準、選定にあたっての主なポイント等につきましてご紹介させていただきます。

寒川総合図書館は、平成18年11月から寒川総合図書館条例に基づき直営方式により運営管理を行ってまいりました。本年11月に開館10周年を迎えるわけですが、この間町民の皆様のご理解・ご協力により、神奈川県内におきましても図書館運営に対する高い評価をいただいているものでございますが、来年4月1日からは多様化する町民ニーズに応え、将来的に持続可能な質の高い図書館サービスを提供するため、指定管理者制度を導入することとしました。なお、同施設内の寒川文書館の運営に関しては直営を継続しますが、維持管理に関しては、図書館と一体で指定管理者制度を導入します。

まず、指定管理者制度導入にあたっての図書館の基本的方向性といたしまして、4点示させていただきました。①知識と情熱を持った専門職員の配置、②図書館サービスを担保するための図書購入費の確保、③町民の知的欲求に応えるための資料の充実と県立図書館・市町村立図書館等との連携、④町民を育て町民に育てられる図書館であるための地域・学校・企業等との連携、この4点でございます。

次に施設の概要等でございますが、所在地は寒川町宮山135-1、施設の概要としましては、延床面積が4,707.14㎡、収容能力といたしまして約23万冊でございます。建物の構造・規模でございますが、鉄骨鉄筋コンクリート造の地下1階、地上4階建てでございます。開館日は平成18年11月3日でございます。この他に図書館といたしましては、寒川総合図書館北部分室、同じく寒川総合図書館南部分室を有しております。

続きまして、施設の利用状況及び事業実施状況等についてご説明いたします。まず、平成27年度の実績でございますが、来館者数が31万7,964人、資料の貸出点数は37万8,664点、その他に資料の展示事業、企画事業、また、ボランティア連携としましては、おはなし会ボランティア・コンサートボランティア・書架整理ボランティア等が活動を行っていただいております。また、企業との連携といたしまして、雑誌スポンサー制度を本年4月から実施しております。また、文書館との共催事業としましては、図書館体験ツアー・懐かし映像上映会などを実施しております。

続きまして、業務の要求水準でございますが、1点目としまして、様々な図書館サービスの指標について、現在の寒川総合図書館のサービス水準を向上させ、指定管理期間満了時である平成33年度末においては、全国トップレベルのサービス水準を実現させること。2点目として、指標では計ることのできない、人に優しく、暖かい図書館のサービス水準を維持向上させること、としており

ます。

指定期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

本町の施策等の理解及び協力についてでございますが、指定管理者制度は公の施設に関する業務を町に変わって行うものであり、指定管理者においても本町の行政施策に沿った事業展開が求められます。本町の行政施策を十分に理解し、また、町から協力を求められた際は、誠意を持って協力すること。

職員の雇用の原則につきましては、司書資格を有する館長と、図書館の専門知識と情熱を持った職員（司書）を配置するとともに、現在、総合図書館において事務補佐員として図書の貸出・返却等の業務を行うため雇用されている者のうち、引き続き雇用を希望する者については、誠意を持って勤務条件を整備し、可能な限り雇用することを原則とすること、としております。

なお、指定管理者制度導入にあたって、議会から附帯決議をいただいております。全部で 6 点ございまして、1 点目が「指定管理者制度にスムーズに移行し、かつ、指定管理者との円滑な連携を図られるよう、町の体制を確保すること」、2 点目が「行政運営の効率化を図りつつ、現在行っているサービスの向上に努めるとともに、新たなサービスの充実を図り、多様化する住民ニーズに対応すること」、3 点目が「これまで図書館運営にご尽力いただいた住民ボランティアや関係団体と連携を図ること」、4 点目が「職員の雇用にあたっては、現在雇用している臨時職員の採用に努めるとともに、地域雇用に配慮すること」、5 点目が「指定管理者制度導入の目的は、さらなる住民サービスの向上であり、単に第 6 次寒川町行政改革プランの達成としないこと」、6 点目が「指定管理者制度導入後、運営状況に対する評価を実施し、その評価の確認を行い、評価の透明性、客観性を確保する観点から可能な限り外部の視点を取り入れた評価となるよう、適切な措置を講じ、その評価結果について公表するよう努めること」、以上の 6 点でございます。この付帯決議の内容に関しては、指定管理者募集要項及び業務仕様書にしっかりと記載をいたしました。別表 3 の審査基準の中でも表しております。1「事業計画の内容が当該施設の設置目的を効果的に達成できること」の(3)「サービスの向上に意欲的に取り組む姿勢があるか」、3「管理運営を安定して行う能力を有していること」の(1)「当該施設に関する専門知識を有しているか、又、人材を確保しているか」、(2)「住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているか」、(5)「安定した経営基盤により継続的かつ安定的に管理運営が行えるか」、(6)「引き続き雇用を希望する者は原則として雇用する計画となっているか」、5「地域の活性化につながるものであること」の(2)「地域経済の活性化につながる計画となっているか」、7「施設の特性に沿った内容であること」の(1)「図書館奉仕の考え方は町民、特に子どもの読書活動の普及に十分か」、(2)「図書館利用促進の考え方は具体的で実現可能な提案か」、(3)「自主事業の考え方及び実施計画は地域の特性に合った提案か」。これらの項目にぜひご注目いただき、選定をお願いしたいと考えます。よろしく願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

(委員) 確認ですが、蔵書の選書については町の承認を得ることとなっておりますが、具体的な手続きはどのような形になるのでしょうか。

(柄澤館長) 現在、図書館では週に 1 回選書会議を開き、そこで購入する図書の選定をしております。しかしながら、指定管理者制度導入にあたりましては、指定管理者が行う選書に関して社会的に問題となっている事案も発生しております。ですので、選書については指定管理者が行いますが、その最終的な承認に

については教育委員会で承認するという形を予定しております。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他になければ、最初の団体に入室していただきますので、事務局は準備を進めてください。

各応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

## (2) 審査結果

(委員長) 会議を再開し、議題の(2)審査結果に入ります。午前の部・午後の部と併せて、事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局) それでは、最初に午前の部、健康管理センターの結果から報告させていただきます。寒川町社会福祉協議会の総合得点は、910点となりまして、ボーダーラインとしました768点を超えております。この点数は総合得点の満点である1,280点からしますと、約71%となっております。また、項目ごとの集計におきましても、標準点を下回る項目はございませんでした。

続きまして、午後の部の寒川総合図書館・寒川文書館の総合得点について、上位から順に応募団体名と総合得点について報告いたします。

第1位はTRC・相鉄企業体で、得点が1,388点

第2位は株式会社リブネットで、得点が1,373点

第3位は\_(団体名)\_で、得点が1,327点

第4位は\_(団体名)\_で、得点が1,301点

得点につきましては、1,720点満点における獲得点になります。以上です。

(委員長) 事務局から報告がありましたとおり、午前の部の健康管理センターにつきましては、総合得点が910点で、ボーダーラインとした点数を超えておりますので、当委員会といたしましては、寒川町社会福祉協議会を健康管理センターの指定管理者候補者とする旨を審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長) 次に午後の部の寒川総合図書館・寒川文書館の結果につきましては、総合得点が1,388点で第1位のTRC・相鉄企業体を当委員会の審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

審査結果につきましては、順位第1位と第2位の団体名を公表する旨、募集要項において周知していますが、第3位以下の団体名につきましては、本案件につきましては、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

## (3) その他

(委員長) 最後に議題の「(3)その他」ですが、事務局より何かありますか。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
|                               | <p>(事務局) 本日決定いたしました選定結果につきましては、町長及び教育委員会に報告のうえ、候補者としての決定を行いまして、候補者を含めた応募団体へ選定結果を通知するとともに、町 HP にて選定結果を公表します。その後、最終的には、12月の町議会に上程し、議決後、基本協定締結へ向けた調整や引継ぎ作業を行い、来年4月から指定管理者による管理運営を開始する運びとなっております。委員の皆さま方につきましては、町長又は教育委員会において候補者としての決定をした段階で、文書にてご報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、今回、このような外部の方をお招きして候補者の選定を行うことがはじめてでありましたことから、事務局の対応につきましても、様々な面で至らない点もあったかと思いますが、委員の皆さまのご協力・ご指導のもと、今年度の審査を終えることができましたことにつきまして、心よりお礼申し上げます。大変ありがとうございました。事務局からは以上です。</p> <p>(委員長) 先週と本日の2日間、本当に長時間にわたりまして、特に外部の委員の皆さまから様々な貴重なご意見をいただき、会議を進めることができました。本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で第2回の会議を終了いたします。皆さま、お疲れ様でした。</p> <p><b>○閉会</b></p> |
| <p>配付資料</p>                   | <p>参考資料：寒川総合図書館条例の一部改正についてに対する附帯決議</p> <p>その他、各応募団体の申請書類（非公開）</p>  |
| <p>議事録承認委員及び<br/>議事録確定年月日</p> | <p>委員長 常盤 哲弘 (平成28年11月10日確定)</p>   |



議員提出議案第3号

議案第38号 寒川総合図書館条例の一部改正についてに対する附帯決議

上記の議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により次のとおり提出する。

平成28年6月17日提出

### 同日原案可決

|     |         |    |     |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 寒川町議会議員 | 杉崎 | 隆之  |
| 賛成者 | 寒川町議会議員 | 太田 | 真奈美 |
|     | 同       | 吉田 | 悟朗  |
|     | 同       | 中川 | 登志男 |
|     | 同       | 小栗 | 裕治  |
|     | 同       | 藤沢 | 喜代治 |

上記は原本と相違ない

平成28年6月17日

高座郡寒川町議会議長 黒沢善行



議案第 38 号 寒川総合図書館条例の一部改正についてに対する附帯決議

寒川総合図書館への指定管理者制度の導入に際しては、次の点に留意することを求める。

- 1 指定管理者制度にスムーズに移行し、かつ、指定管理者との円滑な連携が図られるよう、町の体制を確保すること。
- 2 行政運営の効率化を図りつつ、現在行っているサービスの向上に努めるとともに、新たなサービスの充実を図り、多様化する住民ニーズに対応すること。
- 3 これまで図書館運営にご尽力をいただいた住民ボランティアや関係団体と連携を図ること。
- 4 職員の雇用にあたっては、現在雇用している臨時職員の採用に努めるとともに、地域雇用に配慮すること。
- 5 指定管理者制度導入の目的は、さらなる住民サービスの向上であり、単に第6次寒川町行政改革プランの達成としないこと。
- 6 指定管理者制度導入後、運営状況に対する評価を実施し、その評価の確認を行い、評価の透明性、客観性を確保する観点から可能な限り外部の視点を取り入れた評価となるよう、適切な措置を講じ、その評価結果について公表するよう努めること。

平成 28 年 6 月 17 日

神奈川県高座郡寒川町議会